産山村住宅リフォーム等助成事業補助金交付要綱

平成２６年３月４日産山村要綱第１号

改正　令和７年６月１３日産山村要綱第６号

(目的)

第1条　この要綱は、居住用住宅のリフォーム等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、村民の住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を図り、村民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めることにより定住環境の向上に資するとともに、村内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的とする。

　　なお、居住用住宅のリフォーム等においては、別に定める産山村住宅改造助成事業実施要項（平成９年産山村要項第２号。以下「住宅改造助成実施要項」という。）、産山村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成３年産山村告示第１５号。以下「合併浄化槽補助金交付要綱」という。）等に定める補助金と併せて効果的な居住環境の改善等を図ることとする。

(補助対象者)

第2条　本事業補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1)　村に住民登録を有する者であること。

(2)　村内に居住用住宅（空家は除く）を所有し、当該住宅のリフォーム後は所有者又は３親等以内の家族（以下「所有者等」とう。）が、居住用住宅として５年以上居住する見込みがある者。

(3)　世帯主等が産山村暴力団排除条例（平成２３年６月２０日条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員でない者であること。

(4)　同一家屋に居住する者全員が村税及び各種使用料等を滞納していない者であること。

(5)　補助金交付決定後にリフォーム等に着手・着工し、当該年度内に完了することができること。

（補助対象者の除外者）

第3条　前条の規定にかかわらず、村長が適当でないと認めた場合は、補助対象者から除外する。

(補助対象住宅等)

第4条　補助の対象となる住宅は、補助対象者が所有し、所有者等が自己の居住の用に供している村内に存する住宅（店舗等併用住宅にあっては住宅部分に限る。）とする。

(補助対象事業)

第5条　補助の対象となる事業は、リフォーム等に要する総事業費が20万円以上であり、次の要件を満たすものとする。なお、次の各号に示す工事において、産山村住宅改造助成事業（平成９年、産山村要項第２号）、産山村合併処理浄化槽設置整備事業補助金（平成３年、産山村告示第15号）等を活用して一体的にリフォーム等を実施する場合にあっては、別表第１に示す事業別の交付要件等を参考に、リフォーム等に要する費用を区分して申請するものとする。

(1)　調査設計費

リフォーム等の工事実施に必要な調査・設計費用。ただし、リフォーム等の工事を同一年度内に実施しない場合は補助対象外とする。

(2)　増築工事

既存の住宅部分がない場所に新たな住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加する工事

(3)　改築工事

既存の住宅部分の一部を取り壊し、その部分に住宅部分を改めて建築する工事

(4)　改修工事及び修繕工事

住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持・向上させるための工事で、次に掲げる工事

① 基礎、土台、柱等の修繕又は補強工事

② 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事

③ 塗装工事

④ 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事

⑤ 給排水、衛生、換気、電気、ガス等の設備工事

⑥ 外壁、屋根等の防火性能を高める工事

⑦ 間取りの変更等模様替えを行なう工事

⑧ 台所、浴室又は便所を改良する工事

⑨ 建具の取替等の工事

⑩ 手すり設置、段差解消などのバリアフリー改修工事

⑪ その他村長が必要と認める工事

(5)　前項(1)から(4)の補助対象事業については、補助対象者及び同一物件に対してそれぞれ１回限りとする。

(6)　前項(1)から(4)の補助対象事業において、過去に以下の補助金の交付を受けて工事等を実施した場合、交付対象となった事業内容等は補助対象外とする。

ア　産山村住宅改造助成事業補助金

イ　産山村合併処理浄化槽設置整備事業補助金

ウ　その他補助事業

(7)　前項(1)から(4)の補助対象事業については、村内に事務所、事業所等を有する法人又は個人事業所に依頼することを優先する。

(補助金の額)

第6条　補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の５０％とし、最高限度額は１００万円とする。

2　前項に規定する補助金の額に１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産山村住宅リフォーム等助成事業補助金交付申請書（様式第１号）を次に掲げる書類を添えて、リフォーム等に着手する１４日前までに村長に提出しなければならない。

(1)　リフォーム等の設計書・設計図書の写し

(2)　リフォーム等の見積書又は契約書の写し

(3)　リフォーム等施工前の現場写真（外観、施工箇所各所）

(4)　個人情報の提供に関する同意書（様式第２号）

(5)　リフォーム等工事承諾書（様式第３号）

(6)　その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条　村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定又は却下したときは、産山村住宅リフォーム等助成事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第４号）により、交付すべき補助金の額等を申請者に通知するものとする。

2　村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請内容の変更及び承認)

第9条　補助金の交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、当該申請した内容に変更、中止又は廃止する事由が生じたときは、当該変更等が生じた日から１４日以内に、産山村住宅リフォーム等助成事業補助金変更承認申請書（様式第５号）に第7条の各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて村長に提出しなければならない。

2　村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金変更の可否を決定又は却下したときは、産山村住宅リフォーム等助成事業補助金変更承認決定通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

3　第１項に規定する村長の承認を受けずにリフォーム内容を変更し、補助対象額が増加した場合の当該増加分の経費は、補助対象外とする。

(状況報告及び実地調査)

第10条　村長は、必要があると認めたときは、交付決定者又は施工業者等に報告を求め、担当職員に実地調査を行なわせることができる。

(実績報告)

第11条　交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに産山村住宅リフォーム等助成事業実績報告書（様式第７号）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1)　リフォーム等の施工箇所・施工内容が分かる図面や書類の写し

(2)　リフォーム等に係る領収書の写し

(3)　リフォーム等施工前後の写真（外観、施工箇所各所）

(4)　その他村長が必要とする書類

(交付額の確定)

第12条　村長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該受理した日から１４日以内にその内容を審査し、適正であると認めたときは補助金の額を確定し、産山村住宅リフォーム等助成事業補助金額確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第13条　交付決定者は、前条の通知を受けたときは、産山村住宅リフォーム助成事業補助金交付請求書（様式第９号）を村長に提出しなければならない。

2　村長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3　補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は住宅リフォーム等に係る請負契約者が指定する口座に限るものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条　村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、村長が特に取り消しの必要がないと認めた場合はこの限りでない。

(1)　補助事業の完了した日（以下「完了日」という。）から５年を経過する日までに補助対象物件を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、取壊し、又は売却したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3)　村長の指導等に従わないとき。

2　前項の規定は、交付した補助金の確定後においても適用するものとする。

3　村長は、前項の交付決定の取消しを行なったときは、産山村住宅リフォーム等助成事業補助金取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条　村長は、前条の規定に基づき補助金の交付を取り消した場合は、産山村住宅リフォーム等助成事業補助金返還命令書（様式第11号）により、返還期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2　前項の規定により返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表第２のとおりとする。

3　第1項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、当該補助金を村長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(令和７年６月１３日要綱第６号)

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。